

第31号議案

長崎市健康づくりセンター条例及び長崎市高島いやしの湯条例の
一部を改正する条例

	ページ
1 条例の概要	1～2
2 新旧対照表	3～6
(参考)	
消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて	7

1 長崎市健康づくりセンター条例及び長崎市高島いやしの湯条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため長崎市健康づくりセンター及び長崎市高島いやしの湯の利用料金の基準とする額等を改正しようとするもの。

(2) 改正の内容

ア 長崎市健康づくりセンター条例

区 分		現行	改正案
浴場 (一般)	当日券	300 円	310 円
	回数券 (12 回分)	3,000 円	3,100 円
多目的室 (占用して利用する場合に限る。)		530 円	540 円
研修室		860 円	880 円
調理実習室		860 円	880 円

(ア) 転嫁による影響見込額 (通年)

255,740 円

(平成 29 年度収入実績 14,771,350 円)

イ 長崎市高島いやしの湯条例

区 分		現行	改正案
海水温浴施設 (一般)	当日券	1,020 円	1,040 円
	回数券 (4 回分)	2,040 円	2,080 円
	回数券 (12 回分)	5,100 円	5,200 円
	回数券 (25 回分)	10,200 円	10,400 円
	会員券 (1 年間)	35,700 円	36,400 円
海水温浴施設 (65 歳以上の者又は 身体障害者)	当日券	820 円	830 円
	回数券 (4 回分)	1,640 円	1,660 円
	回数券 (12 回分)	4,100 円	4,150 円
	回数券 (25 回分)	8,200 円	8,300 円
	会員券 (1 年間)	28,700 円	29,050 円
海水温浴施設 (小学校の児童)	当日券	510 円	520 円
	回数券 (4 回分)	1,020 円	1,040 円
	回数券 (12 回分)	2,550 円	2,600 円
	回数券 (25 回分)	5,100 円	5,200 円
	会員券 (1 年間)	17,850 円	18,200 円
売店 (1 平方メートルにつき 1 月)		822 円	838 円

(ア) 転嫁による影響見込額 (通年)

7,570 円

(平成 29 年度収入実績 2,785,020 円)

(3) 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

2 新旧対照表

(1) 長崎市健康づくりセンター条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市健康づくりセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第50号</p> <p>本則（略）</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>【別記】</p>	<p>○長崎市健康づくりセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第50号</p> <p>本則（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用料金に関する経過措置）</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の長崎市健康づくりセンター条例及び第2条の規定による改正後の長崎市高島いやしの湯条例（次項において「改正後の高島いやしの湯条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>【別記】</p>

別記

現行					改正後（案）				
別表（第6条関係） 1 健康増進室及び浴場の利用に係る基準額					別表（第6条関係） 1 健康増進室及び浴場の利用に係る基準額				
区分		金額			区分		金額		
		当日券	回数券(12回分)	団体(10人以上)			当日券	回数券(12回分)	団体(10人以上)
健康増進室	一般	円 200	円 2,000		健康増進室	一般	円 200	円 2,000	
浴場	一般	<u>300</u>	<u>3,000</u>	1人につき200円	浴場	一般	<u>310</u>	<u>3,100</u>	1人につき200円
	小学校の児童又は幼児	150	1,500			小学校の児童又は幼児	150	1,500	
健康増進室及び浴場の両方を利用する場合	一般	410	4,100		健康増進室及び浴場の両方を利用する場合	一般	410	4,100	
備考 1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。 2 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。					備考 1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。 2 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。				
備考（略） 2 多目的室、研修室及び調理実習室の利用に係る基準額					備考（略） 2 多目的室、研修室及び調理実習室の利用に係る基準額				
区分		金額（1時間につき）			区分		金額（1時間につき）		
多目的室（占用して利用する場合に限る。）		円 <u>530</u>			多目的室（占用して利用する場合に限る。）		円 <u>540</u>		
研修室		<u>860</u>			研修室		<u>880</u>		
調理実習室		<u>860</u>			調理実習室		<u>880</u>		
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。					備考 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。				

(2) 長崎市高島いやしの湯条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○長崎市高島いやしの湯条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第52号</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) 別表第2 (第9条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p>○長崎市高島いやしの湯条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第52号</p> <p>本則 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(使用料に関する経過措置)</p> <p>3 改正後の高島いやしの湯条例別表第2の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1 (第5条関係) 別表第2 (第9条関係)</p> <p>【別記】</p>

別記

現行							改正後（案）								
別表第1（第5条関係）							別表第1（第5条関係）								
区分		利用料金の基準額					会員券(1年間)	区分		利用料金の基準額					会員券(1年間)
		当日券	回数券			円				当日券	回数券			円	
			4回分	12回分	25回分						4回分	12回分	25回分		
海水温浴施設	一般	円	円	円	円	円	海水温浴施設	一般	円	円	円	円	円		
	65歳以上の者又は身体障害者	<u>1,020</u>	<u>2,040</u>	<u>5,100</u>	<u>10,200</u>	<u>35,700</u>		65歳以上の者又は身体障害者	<u>1,040</u>	<u>2,080</u>	<u>5,200</u>	<u>10,400</u>	<u>36,400</u>		
	小学校の児童	<u>820</u>	<u>1,640</u>	<u>4,100</u>	<u>8,200</u>	<u>28,700</u>		小学校の児童	<u>830</u>	<u>1,660</u>	<u>4,150</u>	<u>8,300</u>	<u>29,050</u>		
	小学校の児童	<u>510</u>	<u>1,020</u>	<u>2,550</u>	<u>5,100</u>	<u>17,850</u>		小学校の児童	<u>520</u>	<u>1,040</u>	<u>2,600</u>	<u>5,200</u>	<u>18,200</u>		
一般公衆浴場	一般	100		1,000			一般公衆浴場	一般	100		1,000				
	65歳以上の者又は身体障害者	100		1,000				65歳以上の者又は身体障害者	100		1,000				
	小学校の児童	50		500				小学校の児童	50		500				
別表第2（第9条関係）							別表第2（第9条関係）								
使用区分		使用料（1平方メートルにつき1月）					使用区分		使用料（1平方メートルにつき1月）						
売店		<u>822円</u>					売店		<u>838円</u>						

(参考)

消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8%から 10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

1 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。

75 条例が改正対象。

2 消費税転嫁の方針

(1) 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

(2) 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

3 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位